

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナ感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>1、県をはじめ行政と県民が新型コロナ・オミクロン株BA.5による感染急拡大への危機感を共有し、一体となって感染抑止の取り組みを強化すること</p> <p>1) 知事を先頭に、緊張感をもってオミクロン株BA.5の特性と感染急拡大の状況、具体的な感染防止対策について、若い世代を含む県民に届くように、強く丁寧にアピールすること。</p>	<p>BA.5などの変異株が確認された際には、報道機関向けブリーフィングのほか、知事の定例記者会見や新型コロナウイルス対策本部員会議などを通じた県民への情報発信を随時行っています。</p> <p>今後も、新たな変異株などが確認された際には、その特性や発生状況などについてLINEやTwitterなどのSNSも活用しながら県民への情報発信を適時適切に行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>新型コロナ感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>1、県をはじめ行政と県民が新型コロナ・オミクロン株BA.5による感染急拡大への危機感を共有し、一体となって感染抑止の取り組みを強化すること</p> <p>2) 県民、事業者、学校等で、オミクロン株BA.5による感染急拡大への危機感を共有し、不織布マスクの正しい着用、手指衛生、換気、3密の回避、必要な検査の徹底などの基本的感染対策の徹底を図ること。</p>	<p>BA.5などの変異株の確認状況を含め毎日の検査状況等をとりまとめ、感染状況や療養者の推移を確認した上で、引き続き県政記者クラブに対する情報提供、知事の定例記者会見や新型コロナウイルス対策本部員会議などで状況を公表するほか、県広報誌「いわてグラフ」や新聞広告などを利用した県民への感染状況や感染予防対策についての情報発信により、基本的感染対策の徹底を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>新型コロナ感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>1、県をはじめ行政と県民が新型コロナ・オミクロン株BA.5による感染急拡大への危機感を共有し、一体となって感染抑止の取り組みを強化すること</p> <p>3) 人の移動が増加する夏祭りなどの大規模イベントやお盆を前にして、必要な感染対策の徹底を図ること。</p>	<p>県では、お盆に合わせて帰省、移動される方向けに臨時検査所を設置し、また、感染に不安のある方向けに無料検査を実施するなど、検査体制の強化に努めたほか、令和4年8月9日に新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、県内及び全国の感染状況を共有するとともに、「お盆の過ごし方」を議題の一つとしながら、お盆期間中の感染対策の徹底等について、県民に対して知事メッセージとして呼びかけたところです。</p>	復興防災部	復興危機管理室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命とくらしを守るための緊急申し入れ</p> <p>2、感染拡大抑止のカギを握る3・4回目のワクチン接種の早期・確実な促進を図ること</p> <p>1) 遅れている12歳から40代のワクチン接種の促進を図ること。5歳から10歳未満についてもワクチン接種の有効性・安全性について科学的で具体的な情報提供を強化すること。</p>	<p>現役世代や若年世代の接種の促進を図るため、県では、企業や団体、大学などからの接種の相談に対応しているほか、商工会や商工会議所を通じての従業員等への接種の働きかけや、本県と包括連携協定を締結している企業からの協力を得て、若年世代の利用者も多い商業施設での接種の呼びかけを行っているところ。</p> <p>また、県の集団接種では、土曜日夜間の時間帯での接種や事前予約なしの当日受付、企業や大学等を対象とした団体接種を実施しているほか、学生の夏季休暇やお盆の帰省のタイミングにあわせた接種機会も確保してきたところ。</p> <p>今後、更なる接種の促進を図るためには、県民の皆様には、ワクチン接種の意義を正しく理解していただく必要があることから、引き続き、県の専門相談コールセンターにおいてワクチン接種の安全性や有効性、副反応等の医学的な相談に対応するとともに、若年世代の接種の促進に向け、県のホームページやSNSでの情報発信のほか、企業や団体、大学等を通じた接種の働きかけを強化していきます。</p> <p>また、5歳から11歳の小児接種について、県では、ワクチン接種のメリット・デメリットを十分に御理解いただきながら、接種を判断いただくよう、ホームページやSNS、本県独自に作成したリーフレットの配付により、ワクチン接種の有効性や安全性、副反応等の情報提供を行っており、引き続き、小児と保護者の皆様が安心して接種していただけるよう、県の専門相談コールセンターにおいて24時間相談に対応していくとともに、より一層丁寧な情報提供に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命とくらしを守るための緊急申し入れ</p> <p>2、感染拡大抑止のカギを握る3・4回目のワクチン接種の早期・確実な促進を図ること</p> <p>2) ワクチン接種が進んでいる一関市などの取り組みに学び、夜間・金曜日の集団接種や対象者への丁寧な対応など、全県的に具体的な推進策を講じること。</p>	<p>県内では、金曜日夜間の接種や団体単位での接種を実施し、接種の加速につなげている市町村があるほか、県の集団接種会場でも、仕事の都合で月曜日に副反応による有給休暇を取得できない方や事前予約ができない方の接種機会を確保するため、土曜日午前の時間帯での接種や事前予約なしの当日の受付を実施しているところ。</p> <p>また、盛岡市と連携して、金曜日午後の時間帯での接種やモデルナ社以外のワクチンの接種機会も確保しているところ。</p> <p>県や市町村では、こうした先進事例のほか、接種促進の課題等についても、定期的に情報交換しており、引き続き、医師会や関係機関等とも連携し、3回目接種の促進と4回目接種の円滑な実施に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>2、感染拡大抑止のカギを握る3・4回目のワクチン接種の早期・確実な促進を図ること</p> <p>3) 高齢者や基礎疾患のある人、医療従事者、高齢者施設従事者等の4回目のワクチン接種に積極的に取り組むこと。高齢者施設の場合は入所者と従事者がセットでワクチン接種できるように勧めること。教育保育施設従事者など対象者の拡大を国に求めること。</p>	<p>4回目接種については、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者などが対象となっていることを踏まえ、市町村が住民接種や医療機関での自院接種、高齢者施設等での巡回接種の方法などにより、早期に接種を進めることができるよう、県医師会や関係機関等と連携し、医療従事者の広域派遣や県集団接種の実施などに取り組み、市町村の接種体制を支援していきます。</p> <p>また、高齢者施設等については、御提言のありましたとおり、入所者と従事者が同時に接種を行うことが有効と考えられることから、市町村の介護保険部局等と予防接種部局が連携のうえ、円滑な接種体制を確保するよう市町村に働きかけていきます。</p> <p>なお、4回目接種の対象範囲の拡大について、国では現時点で、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者を対象としており、教育・保育施設従事者など、その他の方々については引き続き検討するとの考え方が国から示されているところであり、その動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>2、感染拡大抑止のカギを握る3・4回目のワクチン接種の早期・確実な促進を図ること</p> <p>4) 県として、職域接種、大学等での接種、医療従事者や介護従事者への4回目の接種に積極的に取り組むこと。</p>	<p>3回目接種の促進を図るため、県の集団接種では、団体単位での予約枠を設け、接種を進めてきたところであり、7月31日時点で、企業や大学等延べ40団体、2,796人が3回目接種を受けたところです。</p> <p>また、医療従事者や高齢者施設等の従事者への4回目接種については、県の集団接種でも実施しているほか、市町村が住民接種や医療機関での自院接種、高齢者施設等での巡回接種などの方法により、円滑に接種を進めることができるよう、県医師会や関係機関等と連携し、医療従事者の広域派遣や県集団接種の実施などに取り組み、市町村の接種体制を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>3、PCR等検査体制の抜本的強化について</p> <p>1) 感染の急拡大を踏まえ、高齢者施設、教育・保育施設、医療施設、学校等での定期的・頻回の検査を早急に実施すること。</p>	<p>陽性者の確認やクラスターが発生した高齢者施設や教育・保育施設については、濃厚接触者に対するPCR等による行政検査を実施していくほか、県内での感染状況が著しく拡大傾向にある場合など、高齢者施設、教育・保育施設、学校等の感染状況を鑑みて、一斉検査の実施をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>3、PCR等検査体制の抜本的強化について</p> <p>2) 患者が集中している発熱外来(診療・検査医療機関)への支援を強化し、必要な診療と検査が実施できるようにすること。引き下げられた診療報酬の引き上げを国に求めること。</p>	<p>診療・検査医療機関については、防護具等の物資が自ら調達できない場合に国において、緊急配付支援を行っているほか、県においても新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、診療や検査時に必要な個人防護具、空気清浄機等の備品購入などに係る経費の支援をしているところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、医療機関の経営が一層厳しくなっていることから、地域の実情に応じた持続可能な医療機関等の経営に資するため、国に対し、地方の実情を踏まえた診療報酬への継続的な反映等、直接的かつ中長期的な財政支援を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査体制の確保するための医療機関への必要な支援と、財政措置を継続するよう求めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>3、PCR等検査体制の抜本的強化について</p> <p>3) 高齢者施設、学校、教育保育施設等に抗原検査キットを無料配布し、積極的な活用を図ること。</p>	<p>高齢者施設、学校、教育保育施設等の感染状況を確認した上で、関係部局や市町村などと連携をし、必要に応じて抗原検査キットを活用した検査を実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナ感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>3、PCR等検査体制の抜本的強化について</p> <p>4) 感染が急拡大している中で、不安を感じている県民対象の無料のPCR等検査を、8月以降も継続実施すること。</p>	<p>感染不安を感じている方に対するPCR等の無料検査については、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑みて、9月末まで実施期間を延長しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>新型コロナ感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>4、感染の急拡大に対応できる保健所体制の抜本的強化を図り、医療体制の強化を図ること</p> <p>1) 過去最多を記録する感染急拡大の状況に対応し、保健所体制の強化と緊急の全庁的な応援体制を構築して取り組むこと。</p>	<p>保健所体制の強化については、感染拡大が見られた令和2年度以降、保健所保健課の職員を12名増員するなど、各保健所の体制強化を図ってきたところです。</p> <p>また、応援体制については、保健所の健康観察業務を代行して行うため本庁に設置していた「いわて健康観察サポートセンター」の運営を外部委託することにより創出した人材を保健所の積極的疫学調査を支援する保健所支援本部に振り替えるなど、支援体制の強化を進めており、7月25日以降、保健所支援本部に1日当たり最大44名の職員等を配置する体制としたところです。</p> <p>今後においても、感染拡大や業務状況を踏まえ、適時適切に全庁的な業務支援を実施し、機動的かつ柔軟な組織・人員体制を構築していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>新型コロナ感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>4、感染の急拡大に対応できる保健所体制の抜本的強化を図り、医療体制の強化を図ること</p> <p>2) 感染の急拡大に対応できる病床の確保に取り組むこと。基礎疾患のある高齢者等、重症化リスクのある高齢者等については、原則入院として、基礎疾患の治療も行えるようにすること。感染者が発生した高齢者施設への迅速な医療支援と感染防止の体制を構築すること。</p>	<p>県では、病床確保計画において、最大確保病床を400床から435床に増床したところであり、医療が必要な患者に適切な対応をしていくとともに今後においても病床の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、高齢者施設等に対し、嘱託医や協力医療機関等による医療提供体制の点検・確保について依頼するとともに、嘱託医等が配置されていない場合は、保健所に相談していただくよう周知を図る等により、各施設における医療提供体制の確保に取り組んでいます。</p>	保健福祉部	医療政策室、長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>4、感染の急拡大に対応できる保健所体制の抜本的強化を図り、医療体制の強化を図ること</p> <p>3) 急増している自宅療養者に対して、マイハーシスの活用を含め健康観察を徹底すること。必要な医療支援、食料支援を確実に行うこと。</p>	<p>高齢者等重症化リスクの高い方々への速やかな対応を行うため、自宅療養者の健康観察については、マイハーシスを活用いただくよう、県民に対して周知しております。</p> <p>また、いわて健康フォローアップセンターにおいて、24時間体制で症状悪化に対する相談等への対応や食料支援を実施しているほか、保健所、協力いただける診療・検査医療機関と連携して必要な医療の提供等を支援しております。</p> <p>引き続き、自宅療養される方が安心して療養できるよう、関係機関と連携して支援していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>4、感染の急拡大に対応できる保健所体制の抜本的強化を図り、医療体制の強化を図ること</p> <p>4) 家族に高齢者がいる場合、家庭内感染のリスクがある場合は宿泊療養を基本として取り組むこと。介護が必要な高齢者用の宿泊療養施設を整備すること。</p>	<p>重症化リスクのある基礎疾患を有する高齢者等や医療従事者、介護従事者等と同居しており、家庭内での感染防止対策が困難な方については宿泊療養施設での療養とじているところです。</p> <p>また、介護が必要な高齢者等については、専用の宿泊療養施設を運用しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>4、感染の急拡大に対応できる保健所体制の抜本的強化を図り、医療体制の強化を図ること</p> <p>5) 入院患者等の後遺症の実態を把握するとともに、後遺症への相談・診療体制の強化を図ること。副反応に対する医療と相談の体制を確立すること。</p>	<p>(後遺症)</p> <p>入院患者等の後遺症の実態については、令和3年度に調査を実施したところではありますが、今後も最新の国内外の研究結果や科学的知見の把握に努め、国において随時更新していく診療の手引きを参考としながら、県医師会及び医療機関と連携して、罹患後の症状に悩む方々が適切な治療が受けられるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、後遺症に関する相談には、一般相談窓口であるコールセンター（岩手県新型コロナウイルス感染症相談窓口）により対応しているところです。</p> <p>(ワクチン接種)</p> <p>県では、新型コロナワクチン接種後の副反応や遷延する症状などを訴える方の相談先として、専門相談コールセンター(0120-89-5670)を設置し、医学的な相談に24時間対応しているほか、コールセンターでは対応が困難な事例については、専門医療機関から助言・指導を受けられる体制を確保しているところです。</p> <p>また、副反応等の症状で医療機関の受診を希望される方については、まずは、身近な医療機関である、かかりつけ医や接種医、受診先が分からない場合は最寄りの内科医で受診していただくことが基本となりますが、これらの医療機関では対応が困難な事例に対応するため、県では、二次医療圏ごとに専門的な医療機関を確保し、身近な医療機関が必要に応じて、紹介できる体制を確保しているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>新型コロナウイルス感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>5、夏祭り等大規模イベントの感染防止対策徹底を図るとともに、必要な場合、見直し・中止などの対策も検討すること</p> <p>1) 過去最多の感染急拡大の状況を踏まえ、夏祭り等の大規模イベントについては感染防止の対策を徹底するとともに、十分な対策を講じられない場合は見直し・中止の検討を求めること。</p>	<p>県では、イベントの開催に当たっては、主催者に対し、適切な感染対策を徹底した上での開催をお願いしています。具体的には、参加者が5,000人を超え、かつ、会場の収容率も50%を超える大規模イベントについては、主催者に対し、感染防止安全計画の提出を求め、県が感染対策の内容について確認しています。</p> <p>また、感染防止安全計画の対象とならないイベントについても、感染防止策チェックリストの作成及び公表をお願いしているところであり、主催者等からの相談等に対しては、感染対策の実践例などについて、必要な助言等を行っています。</p>	復興防災部	復興危機管理室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>新型コロナ感染の第7波の急拡大から県民の命と暮らしを守るための緊急申し入れ</p> <p>5、夏祭り等大規模イベントの感染防止対策徹底を図るとともに、必要な場合、見直し・中止などの対策も検討すること</p> <p>2) 学校等における各種大会や部活動、学童クラブについて、感染防止対策の徹底を図ること。</p>	<p>部活動については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、実施については慎重に判断するよう通知しているところであり、他校との練習試合や県外へ移動して活動(県外の学校等との活動を含む)する際は、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断することとしています。</p> <p>また、大会・コンクール等の参加に当たっては、主催者等が示す「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいた行動を徹底することとしています。</p> <p>学校における新規感染者の抑え込みを最優先として、引き続き感染拡大防止対策を徹底するとともに、現在の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、生徒の健康・安全の確保を第一に考慮しつつ、その状況に応じて適切に対応していきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、放課後児童クラブ等における感染拡大を防止する観点から、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な衛生用品や感染防止のための備品の購入などへの支援を行っています。</p> <p>また、国の「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ」をはじめとした各種通知について、市町村への周知を図っています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置